

下関市指定ごみ袋作製及び納入に関する業務委託（前期）仕様書

1. 業務名 下関市指定ごみ袋作製及び納入に関する業務委託（前期）
2. 委託期間 契約締結日から令和8年11月20日まで
3. 業務概要 下関市指定ごみ袋（以下「指定ごみ袋」という）の製造及び下関市が指定する場所までの納入に係る業務
4. 納入期限 別記1納入スケジュール表のとおり
5. 納入数量 7,250,000枚（詳細は別記1納入スケジュール表のとおり）

6. 指定ごみ袋の仕様

(1) 形状

- ① J I S規格Z 1 7 1 1の規定4図1のU形袋（2）の規格を準用すること。
- ② 原版は、別記2を参照すること。

(2) 種類、寸法、色及び厚さ

種類		寸法	色	厚さ
燃やせるごみ	大	(45ℓ相当)／縦 830 mm × 横 650 mm	赤色	0.04mm
	中	(30ℓ相当)／縦 725 mm × 横 570 mm		
	小	(18ℓ相当)／縦 625 mm × 横 500 mm		
	特小	(10ℓ相当)／縦 525 mm × 横 400 mm		
びん・缶	中	(30ℓ相当)／縦 725 mm × 横 570 mm	黄色	0.04mm
	小	(18ℓ相当)／縦 625 mm × 横 500 mm		
ペットボトル	大	(45ℓ相当)／縦 830 mm × 横 650 mm	桃色	0.04mm
	中	(30ℓ相当)／縦 725 mm × 横 570 mm		
プラスチック製容器包装	大	(45ℓ相当)／縦 830 mm × 横 650 mm	青色	0.04mm
	中	(30ℓ相当)／縦 725 mm × 横 570 mm		0.03mm
	小	(18ℓ相当)／縦 625 mm × 横 500 mm		
燃やせないごみ		(45ℓ相当)／縦 830 mm × 横 650 mm	透明	0.04mm

- ① 寸法、色及び厚さについては、原則として J I S 規格を準用し、最終的に市の承認を得ること。

- ② 寸法については、内容積を下回らないこと。
- ③ 寸法の中には、両脇のマチ幅及び、取手及び結びしろの長さを含むものとする。
- ④ 色については、指定ごみ袋の中身が見えるようにすること。
- ⑤ 使用する顔料に、鉛、クロム等の有害な重金属を含まないこと。

(3) 材質

- ① 低密度ポリエチレンとすること。
- ② 炭酸カルシウムを混入しないこと。
- ③ 再資源料を含まないこと。
- ④ 焼却しても有毒な物質がでないものとする。

(4) 強度

引張強度、伸び率及び厚さについては、J I S 規格（Z 1 7 0 2、Z 1 7 1 1）を準用し、それ以外の定めのない部分についても J I S 規格を準用すること。

(5) 文字色等

- ① 文字の内容は、別記 3 のとおりとし、指定ごみ袋の下部には製造物責任法に基づく警告表示（別記 4 の 1 参照）と商品コードを入れること。
- ② 指定ごみ袋に、別記 5 のとおりごみステーション収集処理証紙の形式等を印字すること。
- ③ 字体は、ゴシック体とすること。
- ④ 文字の色は、燃やせないごみの指定袋はだいたい色、その他の種類の指定ごみ袋は黒色とする。
- ⑤ 燃やせないごみの指定ごみ袋の申込者欄と受付番号欄は薄いだいたい色で塗りつぶすこと。色の濃淡については、市が別途指示する。

また、「申込者」、「受付番号」の文字及び外枠は、分かりやすくするために大きく、太字で印字すること。字の大きさ等については、甲が別途指示する。

- ⑥ 使用するインクは、はっきり文字が読み取れるインクにすること。
- ⑦ 使用するインクに、鉛、クロム等の有害な重金属を含まないこと。
- ⑧ 文字欠けや、色むらがないようにすること。
- ⑨ 水に濡らした手で数回もんでもインクが剥離しないようにすること。
- ⑩ 視覚障がい者が指定ごみ袋の種類が判別できるよう、エンボス加工を行うこと。

また、エンボス加工を行う指定ごみ袋及びエンボス加工の形状については、別記 6 のとおりとする。

7. 指定ごみ袋の外袋の仕様

(1) 形状

- ① 指定ごみ袋の外袋（以下「外袋」という。）から指定ごみ袋が無理なく 1 枚ごとに取り出せるよう、上部の取出口にミシン目加工を施すこと。
- ② 外袋にエア抜きを施す場合は、パンチ等で穴を開ける方法でエア抜きを施すこと。

(2) 材質

ポリエチレンとすること。

(3) 外袋の色及び文字色等

- ① 外袋の色は、無色透明とすること。
- ② 文字の内容は、別記 7 のとおり指定ごみ袋の種類、サイズ、外国語表記（英語・中国語・ハングル語・ベトナム語）、入り枚数、販売金額、家庭用品品質表示法（昭和 37 年法律第 104 号）の合成樹脂加工品品質規定による表示（別記 4 の 2 参照）、商品コード及び市が提示するバーコード（別記 4 の 3 参照）を表示すること。
- ③ 文字の表示部分は、白地とし、文字は黒のインクではっきり文字が読み取れること。
- ④ 使用するインクに、鉛、クロム等の有害な重金属を含まないこと。
- ⑤ 文字欠けや、色むらがないようにすること。
- ⑥ 水に濡らした手で数回もんでもインクが剥離しないようにすること。

(4) 外袋への封入方法

- ① 封入単位は、指定ごみ袋 10 枚を 1 組として、外袋に封入すること。
- ② 指定ごみ袋の折り方は、別記 9 のとおり縦 2 回、横 1 回とし、折り方や方向等を統一して外袋に封入すること。

8. 梱包ダンボールの仕様

(1) 形状及び強度

梱包ダンボール（以下「ダンボール」という）は、パレットに 10 段程度積み重ねた状態で一定の期間保管するため、それに耐えうる強度とすること。

(2) 文字等

- ① ダンボールの側面（4方向）に別記10のとおり指定ごみ袋の種類、サイズ、入り枚数及び商品コードを表示すること。
- ② ダンボールの側面（長面）にこん包年月日又はロット番号を表示すること。
- ③ ダンボールの文字色は、指定ごみ袋と同じ色とする。

(3) 梱包方法

- ① 梱包単位は、10組（指定ごみ袋10枚1組）を1梱包とすること。
- ② ダンボールは、指定ごみ袋が隙間なく詰めこめ、かつ、梱包の状態により丸みを帯びないものであること。
- ③ 指定ごみ袋のダンボールへの詰め方は、上から見た状態で、外袋を横に2袋並べ、それぞれ5袋ずつ積み上げて、計10袋を1梱包するものとする。
- ④ 梱包テープの色は、無色透明とする。

9. 納入

(1) 納入場所

納入場所については、下関市内とし、市が指定する場所に荷降ろしまで行うこと。なお、委託期間において、納入場所が変更となった場合、市が指定する変更場所に荷下ろしを行うこと。

(2) 納入について

- ① 納入については、市及び市が別に契約をする保管配送業者と納入日、納入数量（別記1納入スケジュール表）等について、事前に十分協議のうえ調整し、市の指示又は承認を受けること。
- ② 納品は納入場所において、荷降ろしまで行うこととし、市が別に契約をする保管配送業者が用意するパレットに市が別途指示する積載方法に従い荷降ろしすること。なお、納入業者が使用できるフォークリフトを市は用意しない。
- ③ パレットで種類ごとに分けて納入することとし、パレットへの段ボール積載は各段同数を組み違いに積載すること。
- ④ 納入時に荷崩れ等によってダンボール、指定ごみ袋等が破損した場合は、速やかに無償交換すること。

なお、荷崩れ等によって生じた一切の経費は受託者の負担とする。

(3) 製造スケジュール等

受託者は契約締結後、速やかに製造に関する工程表を提出し市の承認を受けること。

なお、提出した工程表に変更が生じた場合は速やかに報告し、市の承認を受けること。

10. 品質管理

(1) ロットの管理

① 不良品対策及び品質管理に万全を期すため、1組ごとにロット番号を容易に確認できる方法で記入し、品質管理の徹底を図ること。

なお、ロット番号については市と協議のうえ、市の指示に従うこと。

② ロット番号等により、製造日、製造ライン、原反、外袋への封入、ダンボールへの梱包が管理できるものとする。

③ 受託者は、ロット番号の数量データを、納入日から3年以上保管すること。

(2) 製造前の検査

① 指定ごみ袋及び外袋の版（電子データ）の提出

指定ごみ袋及び外袋のサンプルを製造する前に、全種類の指定ごみ袋及び外袋の版（電子データ）を市に提出すること。

版（電子データ）の検査に合格した後、指定ごみ袋及び外袋のサンプルの製造を開始することとする。

② 指定ごみ袋及び外袋のサンプルの提出

指定ごみ袋及び外袋を製造する前に、全種類の指定ごみ袋及び外袋の見本となるサンプルを市に提出すること。サンプルの検査に合格した後、指定ごみ袋の作製を開始することとする。

③ 指定ごみ袋の引張強度、伸び率、厚さの検査及び報告

全種類の指定ごみ袋について公的機関が交付する分析試験結果報告書をサンプルの検査に合格後、速やかに市に提出すること。提出は該当種類の指定ごみ袋の納入時まで市に提出すること。

④ ダンボールの文字内容等の提出

ダンボールを製造する前に、全種類の文字内容が確認できるものを市に提出すること。市の検査に合格した後、ダンボールの作製を開始することとする。

(3) 製造時の検査

製造工場において、指定ごみ袋及び外袋の製造時に、ロット番号ごとに3組ずつ抜き取り、指定ごみ袋の寸法、外観、圧着強度の検査と、外袋の圧着強度の検査を行い、検査結果を、当該ロット番号の指定ごみ袋の納入までに市に提出すること。

(4) 納入時の検査

- ① 納入時に種類ごとのロット番号と、その数量の検査結果を市に提出すること。
- ② 納入時に納入数量とは別に市の検査用として各種類ダンボール1箱(10袋入)ずつ納入すること。

なお、市の検査用として納入したものについては、前号の検査結果に含めないものとする。

1 1. 納入後の抜き打ち調査

市は、任意に抜き取った指定ごみ袋(全種類)について、受託者に「10. 品質管理(2) 製造前の検査③指定ごみ袋の引張強度、伸び率、厚さの検査及び報告」の項目に掲げる検査と同じ検査を実施させることができることとする。

なお、当該検査にかかる経費については受託者の負担とする。

また、当該調査の期間は、納入を受けた後6月以内(契約期間外を含む。)に2回以内とする。ただし市が不測の事態と認めた場合は、この限りでない。

1 2. 不良品の対応

1 1の調査又は市民等からの通報により指定ごみ袋、外袋及びダンボールの汚損、破損等の不良品が確認された場合は、受託者の責任において、速やかに良品と無償交換すること。

また、契約期間外においても原因及び既存の在庫への影響度等を速やかに市に報告するとともに、調査報告書を市に提出すること。

1 3. 製造場所

- (1) 指定ごみ袋等の製造工場は、国内工場又は信頼できる海外工場で製造するものとし、いつでも指定ごみ袋等の品質確認等のために、市による検査

を受け入れなければならない。

なお、当該検査に係る一切の経費は受託者の負担とする。

- (2) 指定ごみ袋の種類又は製造の工程によって製造工場が分かれる場合は、事前に市に報告すること。

1 4 . 積算内訳書の提出

受託者は、落札後速やかに、指定ごみ袋等の製造単価表（版代等含む）を市に提出すること。

1 5 . その他

- (1) 受託者又は受託者が指定ごみ袋等の製造を再委託した業者の過失により、指定ごみ袋が流通できなくなった場合は、当該数量の指定ごみ袋を市が指定する期日までに、市に納入するものとする。

なお、納入にかかる必要経費の一切は、受託者の負担とする。

- (2) 指定ごみ袋等の製造及び流通に係る業務において、この仕様書に記されていない事項が生じた場合は、市と受託者が協議のうえ決定するが、合意に達しない場合は、市の指示に従うものとし、受託者の一方的な解釈による実施は許されないものとする。

以 上